

# 消防防災協力事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市内の事業所の協力により、大規模災害における被害を軽減するため、事業所が保有する人員、資機材等を活用し、消防活動を実施する消防防災協力事業所登録制度に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、自然災害及び航空機、列車等の集団救急救助事故をいう。
- (2) 資機材等とは、事業所が保有するもの及び豊中市消防局（以下「消防局」という。）より貸与する資機材をいう。
- (3) 消防防災協力事業所（以下「協力事業所」という。）とは、この事業の趣旨に賛同し登録を行った事業所をいう。

(登録)

第3条 協力事業所に登録しようとする事業所は、消防防災協力事業所登録申請書（様式1）を、豊中市消防局長（以下「消防局長」という。）に提出するものとする。

(登録証・表示マークの交付)

第4条 消防局長は、協力事業所の登録を行ったときは、消防防災協力事業所登録証（様式2）及び表示マーク（様式3）を交付する。

(表示マークの取扱い)

第5条 協力事業所は、表示マークの取扱いについて、次に掲げることに留意することとする。

(1) 事業所の見やすい場所に表示マークを表示することができる。

(2) 登録を廃止したとき、又は登録を取り消された場合は、表示マークを消防局長へ返還しなければならない。

(公表)

第6条 消防局長は、協力事業所の名称等について、事業所の希望があった場合は、ホームページ等により公表することができる。

(変更・廃止の届出)

第7条 協力事業所は、登録の内容に変更が生じるとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、消防防災協力事業所登録変更申請書(様式4)又は消防防災協力事業所登録廃止申請書(様式5)を消防局長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 消防局長は、協力事業所が登録を廃止したとき、又は協力事業所として登録が適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(活動隊の編成)

第9条 協力事業所は、次の活動隊の全部又はいずれかを編成する。

(1) 消火隊

小型動力ポンプ又は消火栓直結資機材を有する事業所において編成される消火活動隊をいう。

(2) 救助隊

事業所において従業員をもって編成される救助活動隊をいう。

(活動内容)

第10条 大規模災害発生時は、事業者の命令に基づいて、事業所周辺地域を活動地域とし、対応可能な範囲で次の活動を行う。

(1) 消火隊

事業所で保有する小型動力ポンプ又は消火栓直結資機材を活用して、消火活動を行う。

(2) 救助隊

事業所で保有する資機材等を活用して、被災者の救助・救出活動及び応急手当を行う。

(資機材の貸与)

第11条 消防局は協力事業所で保有する資機材を考慮し、必要に応じて協力事業所に資機材を貸与するものとし、消防防災協力事業所資機材貸与に関する覚書(様式6)を締結するものとする。

(自主防災組織等との連携)

第12条 協力事業所は、活動に際し、地域の自主防災組織等との連携に努める。

(訓練等の実施)

第13条 協力事業所は、活動に必要な訓練等の実施に努める。

2 消防局より訓練状況について、報告の求めがあった場合は、すみやかに報告するものとする。

(災害補償)

第 1 4 条 活動、訓練等において、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合は、事業者の責任において措置する。

(費用負担)

第 1 5 条 活動、訓練等に係る費用については、協力事業所の負担とする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 2 9 年 1 月 1 1 日豊消予第 1 5 4 号消防長通知)

- 1 この要綱は、通知の日から施行する。
- 2 平成 2 9 年 1 月 1 0 日以前に締結した災害応急活動用資機材等の貸与に関する覚書については、消防防災協力事業所登録制度実施要綱第 1 1 条に基づき、締結したものとみなす。